

電子提供措置の開始日 2026年6月2日

第86回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の体制及び方針
計算書類の個別注記表

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

ユタカフーズ株式会社

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 経営監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指し、各業務執行における個々の取締役の責任の所在を明確にする職務分掌と組織を整理する。

イ. 法令及び定款並びに社会規範に適合するための体制（以下「コンプライアンス体制」という）の強化を目的とする各種規程を定め、それらの規程に従い、取締役は職務の執行をする。

ウ. 取締役の職務の執行が各種規程に基づき、適正に行われるよう取締役が相互に監視する他、監査役の監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る各情報を保存し、管理する。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 損失の発生を未然に防止するため、業務の執行に伴うリスク要因を洗い出し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

イ. 各部門の担当役員及び使用人は、リスク管理規程に従い、自部門に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、それらの状況を監督し、定期的に見直す体制を整備する。

ウ. 各部門は、自部門のリスク管理の状況を定期的に内部監査部に報告する。また、内部監査部は、リスク管理の状況を正確に把握できる体制を整備し、必要に応じて独自に監査し、その状況を逐次取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 各社及び各部門における事業の効率性を確保する職務分掌と組織を整理し、取締役は職務分掌に従い職務を執行する。

イ. 原則として毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて、業務執行上の重要事項について審議する経営戦略会議等を開催し、迅速な意思決定を行い機動的に業務執行する体制を維持するとともに情報の共有化を図る。

ウ. 東洋水産グループ全社の事業情報を収集することにより、業務執行の適正化及び効率化を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 使用人の職務の執行が法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制を整備し、コンプライアンスに係る規程類を制定並びに研修等のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの徹底を図る。

イ. 使用人の職務の執行が法令及び定款並びに社会規範に適合しているか監査し、その改善に努める。

⑥ **当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ア. 東洋水産株式会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
- イ. 東洋水産株式会社の内部統制関連諸規程を準拠する。また、業務の適正の確保について定期的に東洋水産株式会社の監査の実施を受ける。
- ウ. 東洋水産グループにおいて生じ得る企業の健全性を損ないかねない事象に関するレポートラインを整備する等して、当社と親会社及び関係会社における不適切・非通例的な取引を防止するための措置を講ずる。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ア. 監査の職務を補助するための使用人（以下「監査補助使用人」という）を置くことを監査役が求めた場合、当該監査役及び監査役会と協議の上で必要な監査補助使用人を配置する。
- イ. 監査補助使用人の配置は、その必要人数と具備すべき能力、権限及び監査役の監査補助使用人への指揮命令権等を明確化した上で行われるものとする。

⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認の上決定する。

⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ア. 監査役監査が実効的に行われるよう必要且つ適切な情報を適時に収集できる体制を整備する。
- イ. 取締役及び使用人が各監査役の要請に応じて必要な事項をすみやかに報告することができるようにする他、取締役及び使用人が自発的に当社及び東洋水産グループ企業に重大な影響を与える事項を報告できる制度を整備する。

⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ア. 監査役会と代表取締役は、定期的な意見交換会を実施する。
- イ. 監査役は、会計監査人から監査内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を取る。
- ウ. 業務を執行する役員及び各営業所、工場等を統括する使用人について、定期的に直接面談する機会を設ける。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス体制に関する運用状況**

当社では「ユタカフーズ行動規範」を定めるとともに、親会社の「東洋水産グループ行動規範」を「コンプライアンス・マニュアル」に記載して全役職員に配布、掲示しております。東洋水産株式会社コンプライアンス部の協力を得て「コンプライアンス勉強会」を当社の全事業所において開催し、役職員の意識啓発に努めております。

また、東洋水産グループ共通の内部通報窓口を利用し、通常の職制とは異なる報告ルートを設けております。通報先は東洋水産株式会社内に設けられた社内窓口、監査役、弁護士事務所の3箇所を用意し、必要に応じて、当社代表取締役へ報告されます。いずれにおいても通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

② **取締役の職務執行の適正性・効率性に関する運用状況**

当社では、取締役会を毎月開催しております。「取締役会規則」に基づく専決事項は少人数である取締役全員で十分に審議を行い、また、取締役会において各取締役は担当する職務の執行状況を報告し、相互にその適正性や効率性について審議しております。取締役会の専決事項を除く職務執行上の意思決定は、「稟議規程」に基づき代表取締役が迅速な決裁を実施し、効率性を高めております。

③ **リスク管理体制に関する運用状況**

当社では、リスク管理に関する規程に則り、自部門に内在するリスクの把握、分析、評価を行い適切な対策を検討、協議し必要に応じて見直しを行っております。内部監査部は当社各部門のリスク管理状況及び法令遵守状況を業務から独立した視点でモニタリングしております。その結果は、当該部門の責任者、担当取締役及び監査役に報告しております。

④ **監査役に関する運用状況**

社外監査役を含む監査役は、代表取締役と定期的に面談を実施し、その監査所見に関し意見交換をするとともに、会計監査人及び内部監査部門とそれぞれ年数回、情報交換会を開催することにより連携を強化しております。また、監査役は当社における重要な会議等に出席し、監査に必要な情報の収集に努めるほか、当社各部門に対して監査を実施する際には、役職員が自発的に報告できる機会を設けております。監査役の職務を補助する専任の部署又は担当者は設置しておりませんが、監査役は職務執行に必要な場合には、内部監査部員に監査役の職務執行の補助を委嘱しております。

⑤ **その他の内部統制に関する運用状況**

ア. 財務報告の適正性を確保するための体制に関する運用状況

内部監査部は当社の財務報告に係る内部統制の整備と運用の状況について評価を実施し、その結果は取締役や監査役に定期的に報告するとともに、会計監査人（独立監査人）の監査を経て内部統制報告書として開示しております。

イ. 反社会的勢力排除に関する運用状況

新規取引先との契約締結に際して反社会的勢力排除に関する記載を盛り込んでおります。

(3) **株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式 移動平均法による原価法によっております。

等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2001年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、期末在籍人員に対し、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ① 製品の製造及び販売
液体部門、粉体部門、チルド食品部門及び即席麺部門においては、製品の製造及び販売を行っております。当該製品の販売については、出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。
なお、製品の販売のうち、当社が売り戻し義務のある有償受給取引に該当すると判断したものについては、当該取引の対象となる原材料等の仕入価格を除いた対価の純額を収益として認識しております。また、顧客等に支払う販売促進費等の一部を、売上高から控除しております。
 - ② 商品の販売
その他部門においては、商品（冷凍魚ほか）の販売を行っております。当該商品の販売については、出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、当社が代理人取引に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

退職給付引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,006百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しており、これらの金額は数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等の様々な変数についての見積り及び判断が含まれております。

当社は、将来の退職給付の金額で加重した平均期間で、給付時までの期間に対応する割引を考慮し、その期間に対応した期末時点での国債の市場利回りに基づいて割引率を設定しており、年金資産の長期期待運用収益率については、現在及び予想される年金資産の配分と期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

なお、当社は、使用した数理計算上の仮定は妥当なものとは判断しておりますが、仮定自体の変更により、退職給付債務及び年金資産の見込額が変動する可能性があり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,853百万円

(2) 関係会社に対する債権債務
関係会社に対する短期金銭債権 1,254百万円
関係会社に対する短期金銭債務 839百万円

(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引高・営業取引以外の取引高
関係会社との営業取引高 15,582百万円
関係会社との営業取引以外の取引高 56百万円

(2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	8,832,311	-	-	8,832,311

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,884,661	129	-	1,884,790

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる取得

129株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	138	20.00	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	138	20.00	2025年9月30日	2025年12月5日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	138	20.00	2026年 3月31日	2026年 6月25日

(4) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期運用の預金等に限定しており、資金調達については、自己資金において賅っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、主な取引先の信用状況を半年毎に把握する体制を整えております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクを有しております。当該リスクに関しては、経理部門において定期的に時価や発行体（主に取引先企業）の財務状態等を把握する体制を整えております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引の執行については、個別契約ごとに承認を得て実行し、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注)をご参照ください）。また、現金及び預金、売掛金、関係会社短期貸付金、未収消費税等、買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,967	2,967	—
資産計	2,967	2,967	—

(注) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類することとしております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券 株式	2,967	—	—	2,967
資産計	2,967	—	—	2,967

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要な賃貸等不動産はありません。

8. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	48百万円
未払事業税	4百万円
退職給付引当金	311百万円
その他	79百万円
繰延税金資産小計	<u>443百万円</u>
評価性引当額	<u>△12百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>431百万円</u>

(繰延税金負債)

前払年金費用	△2百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△650百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△653百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△221百万円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記
親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容	
						役員の兼任等 (名)	事業上の関係
親会社	東洋水産 (株)	東京都 港区	18,969	即席食品等 の製造販売	直接 50.9 間接 -	-	同社の製品を 受託製造
			取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			営業取引	製品の販売	10,075	売掛金	1,246
				原料等の購入	5,355	買掛金	815
				販売経費他	149	未払費用	23
				その他	116	その他の 流動資産	7
			営業取引以外の 取引	貸付金の回収	5,300	関係会社 短期貸付金	200
受取利息	44	その他の 流動資産		0			

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売価格については、総原価を勘案し、每期価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (2) 原料等の購入価格については、東洋水産(株)が仕入先と価格交渉した価格により購入しておりますが、取引条件的に劣ることはありません。
- (3) 貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント					その他 (百万円) (注)	合計 (百万円)
	液体 (百万円)	粉体 (百万円)	チルド食品 (百万円)	即席麺 (百万円)	計 (百万円)		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	5,021	5,227	1,918	1,936	14,103	884	14,988
外部顧客への売上高	5,021	5,227	1,918	1,936	14,103	884	14,988

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品（冷凍魚ほか）であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

前受金

0百万円

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,313円 38銭

(2) 1株当たり当期純利益

29円 41銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。